

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	うるま市 母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

沖縄県うるま市長

## 公表日

令和4年6月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法及び行政手続きにおける個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、以下の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 具体的には、以下のとおりである。 ①妊産婦若しくはその配偶者、乳児若しくは幼児の保護者への保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③妊産婦、乳児、幼児等に対する健康診査に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子(親子)健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨未熟児養育医療に関する事務(申請の受理、給付の決定、費用の徴収等) ⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務
③システムの名称	1. 地域健康支援システム 健康かるて 2. エクセル管理 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 母子保健情報ファイル 2. 養育医療給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の26,56の2,69の2,87項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第38条の3、第44条  (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の69の2,70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3、第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部子育て世代包括支援センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所こども未来部子育て世代包括支援センター 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL098-989-0220

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	I 1. ②事務の概要	追加	(前記省略) ⑨ 未熟児療育医療の給付又は費用支給の申請受理に係る事実についての審査に関する事務 ⑩ 未熟児療育医療に要する費用の徴収に関する事務	事後	具体的手続きの説明追加
平成28年4月1日	I 5. ①部署	市民部健康支援課	こども部こども健康課	事後	組織改編
平成28年4月1日	I 5. ②所属長	健康支援課長 佐久川 篤	こども健康課長 濱比嘉 由美子	事後	組織改編に伴う人事異動
平成28年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡	うるま市市役所市民部健康支援課 沖縄県うるま市字安慶名488番地 TEL098-973-3209	うるま市市役所こども部こども健康課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL098-989-	事後	組織改編
平成28年6月24日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	評価見直し
平成28年6月24日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	評価見直し
平成29年4月1日	I 1. ②事務の概要	うるま市では、母子保健法に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導又は費用の徴収に関する事務を行っている。 具体的手続きとしては、以下のとおりである。 ①妊産婦等への保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児訪問指導の実施 ③幼児等への健康診査の実施又は健康診査を受けることへの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は健康診査を受けることの勧奨 ⑤母子保健手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出にかかる事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨未熟児養育医療の給付又は費用支給の申請受理に係る事実についての審査に関する事務 ⑩未熟児養育医療に要する費用の徴収に関する事務	母子保健法及び行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、以下の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 具体的には、以下のとおりである。 ①妊産婦若しくはその配偶者、乳児若しくは幼児の保護者への保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③妊産婦、乳児、幼児等に対する健康診査に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子(親子)健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨未熟児養育医療に関する事務(申請の受理、給付の決定、費用の徴収等)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 1. ③システムの名称	エクセル管理	1. PLANETS健康管理 2. エクセル管理(養育医療) 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー	事後	情報連携に伴う見直し
平成29年4月1日	I 2. 特定個人情報ファイル名	健康管理情報ファイル	1. 母子保健情報ファイル 2. 養育医療給付ファイル		
平成29年4月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	
平成29年4月1日	I 4. ②実施の有無	実施しない	実施する	事後	情報連携に伴う見直し
平成29年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の26,56の2,87項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の70項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の26,56の2,87項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	事後	
平成29年4月1日	II 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	評価見直し
平成29年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	評価見直し
平成29年4月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	評価見直し
平成29年4月1日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価見直し
平成30年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	評価見直し
平成30年4月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	IV リスク対策	無し	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
平成31年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	無し	新設「Ⅳ リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和2年3月31日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	母子保健法及び行政手続きにおける個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、以下の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 具体的には、以下のとおりである。 ①妊産婦若しくはその配偶者、乳児若しくは幼児の保護者への保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③妊産婦、乳児、幼児等に対する健康診査に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子(親子)健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨未熟児養育医療に関する事務(申請の受理、給付の決定、費用の徴収等)	母子保健法及び行政手続きにおける個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、以下の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 具体的には、以下のとおりである。 ①妊産婦若しくはその配偶者、乳児若しくは幼児の保護者への保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③妊産婦、乳児、幼児等に対する健康診査に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子(親子)健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨未熟児養育医療に関する事務(申請の受理、給付の決定、費用の徴収等) ⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事前	新規事務追加
令和2年3月31日	3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の26,56の2,87項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条  (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の26,56の2,69の2,87項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第38条の3、第44条  (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の69の2,70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3、第39条	事前	法令上の根拠追加
令和2年6月18日	Ⅱ 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 1. ③システムの名称	1. PLANETS健康管理 2. エクセル管理 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー	1. 地域健康支援システム 健康かるて 2. エクセル管理 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー	事後	情報連携に伴う見直し
令和3年4月1日	I 5. ②所属長	こども健康課長 濱比嘉 由美子	こども健康課長 美里 直樹	事後	人事異動
令和3年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価見直し
令和3年4月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価見直し
令和4年6月24日	I 5. ①部署、②所属長の役職名 I 8 連絡先部課名	I 5. ①こども部こども健康課 ②こども健康課長 美里 直樹 I 8. うるま市役所こども部こども健康課	I 5. ①こども未来部 子育て世代包括支援センター ②所長 I 8. うるま市役所こども未来部子育て世代包括支援センター	事後	機構改革